中間前金払に係る事務取扱要領

1 趣旨

中間前金払とは、工事着工時に支払う請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて、 工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前払金として支払うものであり、 請負者は、前払金として請負代金額の最大10分の6まで受け取ることができる制度(平 成11年2月17日地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の一部改正)である。この 要領は本制度実施に係る事務取扱について必要な事項を定めるものである。

2 中間前払金の対象となる工事及び経費の範囲

中間前払金の対象となる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年 法律第184号)第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事の うち、1件の請負代金額が300万円以上の工事とし、経費の範囲は、次の要件のすべて に該当するものに係る当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費とする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 債務負担行為に係る特例

2に掲げる対象工事について、債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の工事を対象とするものであること。この場合において、2の(1)及び(2)中「工期の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間の2分の1」と、2の(3)中「請負代金の額の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額の2分の1」と読み替えて準用するものとし、中間前払金の支払を受けている会計年度においては、部分払(当該会計年度末における部分払を除く。は行わないものとする。

ただし、 いずれかの会計年度において出来高予定額が300万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができる。

4 中間前金払の割合

請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

5 中間前金払に係る認定

(1) 町長は、請負者から中間前金払に係る「認定請求書」(別記第1号様式)が提出されたときは、2の(1)から(3)に掲げる要件のすべてに該当するものであるかどうか認定するものとする。なお、認定請求書には、上三川町建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)第12条の規定による工事履行報告書(別記第2号様式)を添付させるもの

とする。

(2) 町長は、前号の認定にあたりその進捗額について認定しようとするときは、契約書第12条の規定による工事履行報告書等の資料(以下「認定資料」という。)により行うことができるものとする。

この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額 を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

(3) 町長は、前2号による認定の結果、妥当と認めるときは、「認定調書」(別記第3号様式)を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を保管するものとする。

6 中間前払金の支払の請求

請負者が中間前払金の支払を請求するにあたっては、請求書に中間前払金に関する保証 証書を添付させるものとする。なお、認定調書については添付を要しない。

7 中間前金払と部分払の選択

中間前金払の対象となる工事の契約にあたっては、中間前金払を請求した後、部分払を 行うことができることとし、あらかじめ「入札条件」(別記第4号様式)等において明示す るものとする。

なお、部分払を行った後は、中間前金払を請求できないものとする。

8 中間前金払をした工事についての繰越に係る特例

中間前金払をした工事が、請負金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合において、県の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が、年度内に完成することができず繰越が予想されるものについては、次の式により算定して得た額を部分払として行うことができるものとする。

なお、この部分払を行うか否かについては、工事請負契約書第57条を適用し、請負者と協議の上決定するものとする。

9 施行時期

平成21年4月1日から施行する。

平成23年4月1日から施行する。